

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町宮領 (宮領)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は1.4haである。
・70歳以上の農業者が耕作する面積は10.1haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(6.1ha)が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(2ha)を上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえず、新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者及び集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	54 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置付けた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和49年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町田島 (田島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手の集積率は90%を超えており、農地の集積は進んでいる。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は0.5haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・規模縮小や70歳以上の農業者が耕作する農地のうち、後継者不在の農地はない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	53 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置付けた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和46年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町田島窪 (田島窪)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は9.8haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(1.5ha)が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(1ha)を上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえず、新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦の土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者及び集落営農組織が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置付けた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和46年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町若宮 (若宮)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は2.2haである。
・70歳以上の農業者が耕作する面積は6haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(5.3ha)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(11ha)の
ほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者及び集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	47 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置付けた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和46年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町福島 (福島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は0.3haである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は0.3haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・現時点にて担い手は十分に確保されているといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置付けた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和50年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (東長田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・約90%が担い手へ集積されており、規模縮小意向のある農地面積も少ない。そのため、集落内で話し合いを継続しながら現状維持に努める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和50年に完了した県営圃場整備事業により、農用地の大区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	徳分田地区 (徳分田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在当地区の農地はほぼ担い手に集積されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、認定農業者、集落営農組織、及び認定新規就農者が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内の農用地の集積はほぼ終了しているため、現状維持に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和50年に完了した県営圃場整備事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ② 水稻生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (上新庄)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は7.31haである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は8.24haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、中心経営体である、認定農業者(法人)7経営体が担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集団化を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和50年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、農業者全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による栽培を継続する。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (下新庄)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

後継者未定の農業者が耕作する5haの農地について、中心経営体の拡大希望の2haを上回っており、農地の受け手の掘り起こしが必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、中心経営体である、認定農業者6経営体が担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集団化を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和37年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、農業者全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による栽培を継続する。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (長畑)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、中心経営体である、認定農業者(法人)3経営体と定旨生産組合が担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集団化を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和60年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、農業者全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による栽培を継続する。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (定旨)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現時点にて担い手は十分に確保されているといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区の中心経営体である集落営農組織1組織が農地利用を担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集団化を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和60年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、農業者全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による栽培を継続する。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (五本)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現時点にて担い手は十分に確保されているといえる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区の中心経営体である認定農業者(法人)3経営体と集落営農組織1組織が農地利用を担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	61 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集団化を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和52年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、農業者全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による栽培を継続する。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (河和田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳以上の農業者が耕作する面積は5.86haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、中心経営体である、認定農業者(法人)6経営体と千田営農生産組合が担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	56 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集団化を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和54年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、農業者全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による栽培を継続する。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (長屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は6.91haである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は14.51haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、中心経営体である、認定農業者(法人)4経営体と2集落営農組合が担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	96 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集団化を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成8年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ② 水稻の生産においては、農業者全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による栽培を継続する。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (御油田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

全域が70歳以上の農業者が耕作する区域であるが、後継者が存在する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、中心経営体である農事組合法人 御油田菜彩が担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農事組合法人 御油田菜彩への農地の集約化を維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成28年に完了した土地改良事業によりある程度の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ② 水稻の生産においては、農業者全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による栽培を継続する。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町下関 (館・小路・関中・安光)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・担い手の集積率は80%に近く、農地の集積は進んでいる。
・70歳以上の農業者が耕作する面積17.8haのうち6.6haについて後継者不在となっている。規模縮小の意向のある農地と併せると7.3haになるが、担い手の引き受け意向は2.0haしかなく、農地の受け手について確認していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を認定農業者、集落営農組織、及び認定新規就農者が中心となっていく。
・土地利用作物の栽培にあたっては、農家組合長が中心となり、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
0
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ 大区画化の農地を有効に活用するためスマート農業を積極的に導入する
 ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (上関)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者が耕作する面積は35.1haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(4.6ha)よりも、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(3ha)のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻の生産においては、全ての農家がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
・生産調整は大麦+大豆・そばの作付を主体とし、団地化を図ることで生産性の向上に取り組んできており、今後も地域の中心となる経営体を中心となってこの取組を維持していく。中心となる経営体以外の農業者は、生産調整の作物については中心となる経営体に耕作を委託することで、この体制を維持していくことに協力する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和52年に完了した団体営圃場整備事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ② 水稻生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (東)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落の水田はそのほとんどが中心となる経営体である農事組合法人大関東に集積されており、今後も地域の農地を維持していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。

生産調整は大麦の作付に取り組んでおり、団地化することで作業を効率良く行っていく。大麦の跡にはそばを作付し農地を有効に活用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

平成17年に完了した県営担い手育成基盤整備事業により農用地の大区画化は完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ② 水稻生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (下蔵)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(4.6ha)が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(1.0ha)を上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえず、新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を生産する農家は全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むことで福井米の高付加価値を進める。
また中心となる経営体以外の農業者は、水稻については自身で耕作を行い、集落の農地を維持することに努める。農業の継続が困難となった場合には、自己の所有する農地周辺の地域の中心となる経営体の農地の集積状況を勘案し、最適な経営体に農地の集積を行っていくこととする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和62年に完了した団体営土地改良総合整備事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ② 水稻生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (上蔵)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(2.1ha)が、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積(0ha)を上回っており、現状では担い手は十分に確保されているといえず、新たな受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心となる経営体は、農事組合法人ファーム五本で、生産調整については、集落全体の転作面積を確保するよう協力して加工用米を作付する。中心となる経営体以外の農業者は、今後とも自身で農業を続けるが、農業の継続が困難となった場合には、集落営農組織に加入し組合員として農業に従事する又は作業委託するか、若しくは農事組合法人ファーム五本に農地を提供することにより農地の集積を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和62年に完了した団体営土地改良総合整備事業により農用地の区画化はある程度完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (鯉)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落の水田はすべて中心となる経営体である鯉生産組合に集積されており、集落の農業者は鯉生産組合の構成員となって地域の農地を維持してきており今後もこの仕組みを維持していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。また生産調整については、大麦の作付を主体とし、団地化を基本とした作業効率の良い作付を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成17年に完了した県営担い手育成基盤整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落の水田はすべて中心となる経営体である西農業生産組合に集積されており、集落の農業者は西農業生産組合の構成員となって地域の農地を維持してきており今後もこの仕組みを維持していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。また生産調整については、大麦の作付を主体とし、団地化を基本とした作業効率の良い作付を推進する。大麦あとは大豆の作付を行い地域の農地を有効に活用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成17年に完了した県営担い手育成基盤整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (東中野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳以上の農業者が耕作する面積は0.66haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を生産する農家は全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むことで福井米の高付加価値を進める。
生産調整は大麦作付を主にしており、地域の農地を団地化することで効率的、計画的に取り組んできており、これからも地域の中心となる経営体である東中野生産組合が中心となって取組を維持していく。また中心となる経営体以外の農業者は、水稻については自身で耕作を行い、集落の農地を維持することに努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

平成11年に完了した、県営圃場整備事業により農用地の大区画化は完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻を生産する農家は全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培に取り組むことで福井米の高付加価値化を進める。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (大味)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(20ha)あるが、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積も同数であり、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻の生産においては、全農家がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。また生産調整については、大麦＋そばの作付を主体としており、地域の中心となる経営体を中心となって団地化を基本とした作業効率の良い作付を推進する。中心となる経営体以外の農業者は、転作については中心となる経営体に作業の委託を行うことでこの取り組みに協力し、生産性の向上に協力する。また水稻については自身で耕作を行い、集落の農地を維持することに努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	93 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	82 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集団化を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成11年に完了した県営圃場整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、全農家がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町上兵庫 (上兵庫)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は1.7haのみである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は55.2haあり、耕作の継続について定期的に、確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(16.2ha)よりも、今後中心経営体が引き受けける意向のある耕作面積(23ha)のほうが多く、現状では担い手は十分に確保されているといえるが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心に、白ネギなどの園芸作物の他、施設によるミディトマトや福井県のブランド牛である若狭牛の肥育、繁殖など多様な農業を認定農業者、集落営農組織、及び認定新規就農者が中心となつて行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、転作委員が中心となり、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	153 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	149 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成17年に完了した経営体基盤育成整備事業により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (下兵庫)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の農地はすべて担い手に集積されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、中心経営体である、認定農業者4経営体と集落営農組織1組合が担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	157 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	152 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集団化を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借に関しては、農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成17年に完了した県営経営体育成基盤整備事業(坂井兵庫地区)により農用地の大区画化は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 水稻の生産においては、農業者全員がエコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による栽培を継続する。
- ③ 大区画化の農地を活用したスマート農業に取り組む
- ⑦ 農業者以外が農地に関わる機会を増やすため、多面的機能支払制度を活用した、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (清永)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者が耕作する面積が、73.1haと全体の水田面積の約70%を占めており、今後の耕作の継続について定期的に確認する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦、大豆などの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	105 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成6年に完了した県営圃場整備事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・70歳以上の農業者が耕作する面積が12.1haあり、耕作の継続や後継者について定期的に確認する必要がある。
- ・現状では担い手は十分に確保されているが、高齢者が多く将来に向けた検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、大豆などの土地利用型作物の栽培を主に、ブロッコリーのような園芸など、多様な農業を認定農業者、集落営農組織が中心となっていく。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成6年に完了した県営圃場整備事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (木部東)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・70歳以上の農業者が耕作する面積があり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。
- ・後継者不在の農地について地域内での相談の必要がある。
- ・現状では担い手は十分に確保されているが、将来に向けた検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲、大麦、飼料用米、米粉用米、大豆などの土地利用型作物の栽培を主に、白ネギのような園芸など、多様な農業を認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成6年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (東荒井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・70歳以上の農業者が耕作する面積が6.5aあり、耕作の継続や後継者について定期的に確認する必要がある。
- ・現状では担い手は十分に確保されているが、将来に向けた検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、大豆、飼料用米、米粉用米などの土地利用型作物の栽培を主に、多様な農業を認定農業者、集落営農組織が中心となっていく。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

平成元年に完了した県営圃場整備事業により農用地の区画整理は完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (蛸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・70歳以上の農業者が耕作する面積が5.3haあり、耕作の継続や後継者について定期的に確認する必要がある。
- ・現状では担い手は十分に確保されているが、将来に向けた検討は必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦などの土地利用型作物の栽培を主に、多様な農業を認定農業者、集落営農組織が中心となって行う。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による農地の維持管理活動を継続する

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成元年に完了した県営圃場整備事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で多様な経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (高柳)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後10年にわたって規模縮小の意向のある農地は0.1haのみである。
- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は0.4haあり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。
- ・70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積(0.2ha)があり現状では担い手は十分に確保されているといえないため、将来に向けた検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、大豆、そば、飼料用米、米粉用米などの土地利用型作物の栽培を中心に、ブロッコリーなどの園芸作物の他、施設によるミディトマトなど多様な農業を認定農業者、集落営農組織が中心となっていく。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	98 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和47年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
#REF!

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (今井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・70歳以上の農業者が耕作する面積は4.8haあり、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。
- ・現状では担い手は十分に確保されているが、将来に向けた検討が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻、大麦、飼料用米、米粉用米などの土地利用型作物の栽培を中心に、多様な農業を認定農業者、集落営農組織が中心となっていく。
- ・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
- ・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

平成元年に完了した県営圃場整備事業により農用地の区画整理は完了している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (折戸)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地域においては、全ての水田を(農)ひとつぶの里に集積することで効率的に運営しており、今後も(農)ひとつぶの里を中心となる経営体に位置付け、この取り組みを維持していく。
・現在、高齢化により自力で管理ができない農地が約30%あり、ひとつぶの里で管理しているが、今後さらに増えていくと考えられる。そのため、40～50代の若い世代に農業に関心を持ってもらえるように取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻、大麦、大豆、そばの土地利用型作物の栽培を中心とした農業を、集落営農組織が中心となって行う。
・土地利用作物の栽培にあたっては、集落の中の話し合いを中心として、団地化の取り組みを行う。
・多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持管理活動を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	60 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成6年に完了した県営圃場整備事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内の農業者の経営安定を図ることを第一とする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②水稲については、エコファーマーの認定を受け、減農薬・減化学肥料栽培による付加価値向上を目指す。
 ⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

坂井市長 池田 禎孝

市町村名 (市町村コード)	福井県坂井市 (182109)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂井町 (木部新保)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月3日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者が耕作する面積が74.3haなのに対して、今後農業を担うものが引き受ける意向のある面積が5.3haとなっており、耕作の継続について定期的に確認する必要がある。また、新たな受け手の確保が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・生産調整を集落のブロックローテーションで取組んできており、これからも地域の中心となる経営体全員が中心となってこの集落全体の取組を維持していく。中心となる経営体以外の農業者は、水稻以外の作物については、ブロックローテーションに協力することで、集落全体での生産を継続し生産性の向上に協力する。また水稻については自身で耕作を行い、集落の農地を維持することに努める。農業の継続が困難となった場合には、本計画の見直しを行い、自己の所有する農地周辺の地域の中心となる経営体の農地の集積状況を勘案し、最適な経営体に農地の集積を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	98 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	97 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来に向けて、さらなる集積・集約を図るため、地域内で検討を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用することを基本とし、本計画に位置づけた農業者の経営意向を踏まえ、調整する。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和56年に完了した土地改良事業により農用地の区画整理は完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外の経営体が農業を行っており、経営体は十分に確保されている。このため、地域内外の農業者で連携を取りつつ、経営安定を図っていくこととする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
取組予定なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払制度を活用し、地域住民による、農地の維持、保全、管理活動を継続する